

秋田県高等学校PTA連合会表彰規程

1. 本連合会は学校PTAの推薦または選考委員会の推薦に基づき、次の該当者がある場合は、定時総会の席上において感謝状を贈呈する。選考委員会は、会長・副会長・監事をもって構成する。

- (1) 学校PTA会長が退任する場合
- (2) 校長が退職または役職定年する場合
- (3) 学校PTA副会長として原則通算3年以上その任にあつて退任する場合
- (4) 学校PTA役員として原則通算3年以上その任にあつて特に功績が著しいと認められる者で退任する場合
- (5) 学校PTA担当主任として通算3年以上その任にあつて退職する場合
- (6) 県高P連の活動において特に功績顕著な場合

付則 この規程は昭和60年9月30日制定。

昭和	60年	9月	30日	施行
昭和	61年	4月	1日	一部改正
昭和	63年	1月	8日	一部改正
平成	元年	9月	13日	一部改正
平成	2年	4月	1日	一部改正
平成	10年	1月	22日	一部改正
平成	12年	1月	21日	一部改正
平成	28年	5月	20日	一部改正
令和	元年	11月	7日	一部改正
令和	6年	1月	27日	一部改正